

告 示

埼玉県告示第百九十三号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第十七条第一項の規定に基づき、同条例第三十一条の十第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の五十五第二項の規定により埼玉県に主たる事務所又は事業所を有する者がする申告（その期限が令和二年二月二十七日から同年四月十五日までの間に到来するものに限る。）については、その期限を同月十六日とする。

令和二年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕